

■調査日／平成23年9月26日(月)～平成25年3月4日(月)
 ■調査事項／議会基本条例の制定に向け、必要な事項を調査

たけしやうけん

委員長	彦清 則子
委員	勝 初 男 見 夫 澄
副委員長	掛原 藤 美 谷 田 沢 藤
	角川 工 佐 熊 武 黒 佐
オブザーバー	

本委員会は、23年第3回滝沢村議会定例会において、9月26日に設置され、23年度において9回、24年度に計27回、合計36回の委員会を開催し、検討を重ねてきました。
 調査を進めるにあたっては、各委員間で様々な視点から議論を重ねました。その論点となった事項や独自性を出すこととした事項等について以下に記述します。

(1) 議会基本条例の意義について

まず、議会基本条例の意義についてありますが、我が国は地方分権の中にあって地方行政重視の時代から「調整と統合」を重視する地方政治の時代へと移っています。

地方議会は、二元代表制のもと、地方公共団体の事務執行の監視機能及び立法機能を十分に発揮しながら、日本国憲法に定める議事機関として地方自治の本旨の実現をめざさなければなりません。

本委員会は、住民自治日本一の市をめざす自治体にふさわしい議会、すなわち「日本一の議会」をめざし、住民自治を実際に担う市民や執行機関、そして現在の議員及びこれから議員になる人のための条例でなければならないと考えました。

また、条例を作るだけで終わることなく、議会活動が市民にとって身近な存

(4) 議会内部の関係について

議会内部でどのような状態をめざすのかということですが、第一として透明性の拡大、いわゆる「会議の見える化」の推進です。

これまで別室で行っていた意見の調整や集約を、会議の中で自由討議という形で行い合意形成をしていくものです。

第二としては、委員会の活性化です。

通年で活動する委員会を、専門性を重視する縦割型委員会と多様性を重視する横割型委員会の双方を設置することとし、自由討議による合意形成を図りながら所管事務調査や政策提言を積極的に推進していくこととしています。

第三としては、会派に加え、議員連盟も設置できることとしました。

これは多様な価値観の人が多い滝沢ならではの仕組みであり、市民協働の推進にも貢献するものと考えています。

なお、議会の開催については、通年議会を想定しています。

執行機関に過度な負担がかからないよう配慮をしつつ、迅速な議案審議に努めることといたします。

第四としては、議員研修の充実強化です。

議会基本条例に最高規範性を持たせ、改選期には必ず条例の確認研修をするように見直し手続も規定して環境の変化に即応していくこととしています。

以上、滝沢市議会基本条例が求めている状態の一例を掲げましたが、これまでの議会運営、議会改革の歩みを礎に、さらなる進化を遂げていかなければなりません。

今後、議員全員で協議し、さらに市民との意見交換や、パブリックコメント、学識経験者等の意見を踏まえ、執行機関との調整を図り、住民自治日本一の市をめざす滝沢市にふさわしい議会基本条例となるよう願うものであります。

在となるよう、議員としての与えられた権限を自覚し、議決責任や説明責任を再認識し、議員間討議を繰り返して問題の本質を掘り起こし、統合度の高い意思決定を行なわなければなりません。そのため行動規範を規定致しました。

(2) 市民と議会の関係について

市民との関係でどのような状態をめざすのかということですが、市民にとって議会が良くなり、参加しやすくなる議会にならないと考えると、そのための道具立てが必要

です。
 第一として、情報公開と日々の情報発信は必須の課題であり、議会広報やホームページを充実するとともに市民議会、議会報告会、市民団体との懇談会、政策討論会等を行うこととしました。

第二として、議会支援機能を充実するための市民協働の仕組みとして、議会モニター、議会サポーター、議会アドバイザー等を設置することとし、市民との距離が限りなく近い議会をめざすこととしました。

(3) 執行機関と議会の関係について

執行機関との関係でどのような状態をめざすのかということですが、従来は執行機関を監視する機能に加えて市民起点、市民目線で政策提言ができる議会として進化していくため、議会としても政策サイクルを廻し、政策評価に基づいた予算・決算の審査を行うこととしました。

また、これまで専ら答弁に終始していた執行機関との政策論争が可能となるように、反問権を設定することとしました。

これは質問内容の確認にとどまらず議員の質問に対する反論までも認めるものです。



36回を数えた特別委員会の様子



山梨学院大学 江藤俊昭教授を招き研修しました



熊本県御船町議会で先進地視察